

昭和十九年十二月二十七日
 昭和十九年十二月二十七日

文部次官

公立大学高等専門学校長
 地方官

勸員学徒等援護ニ関スル件 (文部時報)

現下非常ノ秋ニ際シ勤勞又ハ国土防衛ニ挺身奉公克ク行学一體ノ実ヲ拳ゲツツアル学徒並ニ此等学徒ヲ直接指導監督スル教職員ニ對シ物心兩面ヨリノ援護ヲ強化シ一層士氣ノ昂揚ヲ図リ後顧ノ憂ナク安ンジテ其ノ職務ニ邁進セシメ以テ生産効率ノ上昇、職力ノ飛躍的増強ヲ期センガタメ本月十九日別紙ノ通一勸員学徒援護事業要綱一閣議決定相成タルニ付御了知相成度
 追而右援護事業ノ具體策ニ關シテハ決定ノ都度通牒致スベキモ之ガ実施ニ至ル迄ハ従来通り之ガ援護ニ付遺憾無之様御配意相成度

勸員学徒援護事業要綱

一、方針

皇國隆替ノ岐ルル秋國家ノ危急ヲ双肩ニ荷ヒ敢然立ツテ生産ニ国土防衛ニ挺身奉公ノ誠ヲ致シ克ク行学一體ノ実ヲ拳ゲツツアル勸員学徒等ニ對シ其ノ夙慮ノ赤誠ニ応ヘ物心兩面ノ援護ヲ強化シ一層其ノ士氣ノ昂揚ヲ図リ後顧ノ憂ナク安ンジテ其ノ職務ニ邁進セシメ以テ生産効率ノ上昇、職力ノ飛躍的増強ヲ期センガ為勸員学徒等ニ對シ援護事業ヲ実施セントス

二、要領

学徒勤勞令若ハ國民勤勞報國協力令ニ依リ勸員セラレ又ハ防空法若ハ勸員並ニ此等学徒ヲ直接指導監督スル教職員ニ對シ左ノ事業ヲ行フモノトス
 一、本要綱ニ依ル援護ハ必要ニ応ジ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用スルコト
 二、本事業ノ実施ハ勸員学徒援護會 (仮称) ヲ設置シテ之ニ當ラ

備考

一、現在地方ニ於テ実施中ノ勸員学徒ノ援護事業ハ之ヲ本會ノ事業ニ統合スル如ク措置スルコト